

# 公立大学法人金沢美術工芸大学知的財産権取扱規程

平成22年4月1日

規程第61号

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 届出及び管理等（第4条－第14条）

第3章 補償金（第15条・第16条）

第4章 発明者等への権利譲渡等（第17条）

第5章 雑則（第18条・第19条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教員等の知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定めることによって、発明及び創作者等の権利を保障するとともに発明及び創作等の促進、研究意欲の向上、研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において「知的財産権」とは、産業財産権、著作権、回路配置利用権及び育成者権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産をいう。

2 この規程において「産業財産権」とは、次の各号の一に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権(以下「商標権」という。)及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標出願を行うことにより発生する商標登録を受ける権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

3 この規程において「回路配置利用権」とは、次の各号の一に掲げるものをいう。

- (1) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び外国における当該権利に相当する権利
  - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における当該権利に相当する権利
- 4 この規程において「育成者権」とは、次の各号の一に掲げるものをいう。
- (1) 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における当該権利に相当する権利
  - (2) 種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における当該権利に相当する権利
- 5 この規程において「著作権」とは、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権及び著作者人格権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- 6 この規程において「ノウハウ」とは不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条に規定する営業秘密のうち、機密性をもって特定及び識別可能な形で保持、管理され、かつ財産的な価値を持つ技術的知識、技術的情報、営業情報、経験などの要件を満たす権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- 7 この規程において「商品化権」とは、知的財産権を利用して商品又はサービスとして商品化し販売等する権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- 8 この規程において「デジタル化権」とは、民法(明治29年法律第89号)第206条に定める所有権又は知的財産権に基づく対象をデジタルデータ化し、記録媒体に格納し又はインターネットで公衆送信するなどして利用する権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- 9 この規程において「アイデア」とは、文化的思想又は感情を創作的に表現し、若しくは技術的思想の創作を表現したデザインコンセプト等であって、次の各号をすべて満たすアイデアの権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- (1) モノ・コトの関連性のある仕組み及びビジネス戦略・市場戦略であること
  - (2) 応用可能性や展開拡張性があること
  - (3) 公表時点で類型のビジネスモデル、サービス、商品又は建築等が存在しないこと
  - (4) 前3号を満たすアイデアであって、当該アイデアを基に産業財産権、著作権、ノウハウ、商品化権及びデジタル化権等の知的財産に継承される可能性があること
- 10 この規程において「教員」とは、本学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を

いう。

11 この規程において「教員等」とは、教員に加え、次に掲げる者（当該者が学外機関等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該者がこの規程の適用を受けることについて、当該学外機関等の同意があるものに限る。）をいう。

(1) 本学と雇用契約又は委嘱契約を締結している者

(2) 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している者

(3) 本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している学外者

12 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、著作権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成、ノウハウ及びアイデアについては創出をいう。

13 この規程において「職務発明等」とは、教員等が行った発明等であって、その内容が本学の所掌する業務の範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における当該教員等の現在又は過去の職務（本学の経理するすべての経費により行う研究及び本学が管理する設備を利用して行う研究を含む。以下同じ。）に属するものをいう。

14 この規程において「発明者」とは、教員等として職務発明等を行った者をいう。

15 この規程において「出願」とは、特許法第36条に規定する特許出願、実用新案法第5条に規定する実用新案登録出願、意匠法第6条に規定する意匠登録出願、商標法第5条に規定する商標登録出願、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条に規定する設定登録の申請及び種苗法第5条に規定する品種登録出願及びこれらの外国における出願をいう。

16 この規程において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、著作権法第21条から第28条までに規定する権利を利用する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、不正競争防止法第2条に規定する営業秘密を使用する行為、知的財産権を利用して商品又はサービスとして商品化し販売等する行為、所有権又は知的財産権

に基づく対象をデジタルデータ化し、記録媒体に格納し又はインターネット等で公衆送信するなどして利用可能にする行為及び文化的思想又は感情を創作的に表現し、若しくは技術的思想の創作を表現したデザインコンセプト等のアイデアを利用する行為及び外国におけるこれらの行為に相当する行為をいう。

17 この規程において「特許を受ける権利等」とは、第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号に掲げる権利をいう。

18 この規程において「既存知的財産権」とは、職務発明等に該当する発明等を行う以前から教員等が所有する知的財産権をいう。

19 この規程において「大学発ベンチャー」とは、本学の研究成果又は人的資源等を活用して設立されたベンチャー企業をいう。

(権利の承継)

第3条 本学は、職務発明等に係る知的財産権を発明者から承継する。ただし、本学は、特許登録可能性、活用可能性、権利保全費用その他の条件を勘案して、特許を受ける権利等を承継しないことができる。

## 第2章 届出及び管理等

(発明の届出)

第4条 教員等は、知的財産権に係る発明等をしたときは、速やかにその旨を発明等届出書(別記様式1号)に、発明等内容説明書(別記様式2号)及び必要に応じ、図面その他の参考資料を添えるとともに、当該知的財産権が既存知的財産権を利用又は抵触する場合は既存知的財産権を明示して、学長に届け出なければならない。この場合において、当該発明等を行った者が複数の場合は、その当事者間において当該発明等に係る貢献度を確定させた上で、当該教員等のうちから代表者を選定し、当該代表者(以下「届出代表者」という。)が届け出るものとする。

(審議)

第5条 教員等の特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産の帰属等に関しては教育研究審議会の分掌事務とし、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 職務発明等として認定するか否か

(2) 特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産の承継をするか否か

(3) その他必要事項

- 2 教育研究審議会は、その審議に関し必要がある場合には、発明者及び必要な知識を有する本学の教員等以外の者を会議へ出席させることができる。

(権利の帰属等の決定)

第6条 学長は、第4条の規定による届出があったときは、教育研究審議会の議を経て、職務発明等に該当するか否かを速やかに認定し、かつ職務発明等として認定した発明等にあつては、当該発明等に係る特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産を本学が承継するか否かを速やかに決定し、教員等（第4条後段の場合にあつては、届出代表者）に通知するものとする。

- 2 教員等は、前項の規定により、届出を行った発明等に係る特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産を本学が承継すると決定されたときは、当該権利等を本学に譲渡するため、速やかに譲渡証書（別記様式3号）を、学長に提出しなければならない。

(職務発明等に認定されなかった発明等の取扱)

第7条 教員等は、届出を行った発明等について、職務発明等に該当しないと認定された発明等について、当該発明等に係る特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産を本学に譲渡しようとするときは、譲渡申出書（別記様式4号）をもって、学長に申し出ることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、同条第1項中「第4条の規定による届出があったときは、教育研究審議会の議を経て、職務発明等に該当するか否かを速やかに認定し、かつ職務発明等として認定した発明等にあつては」を「前項の申出があったときは、教育研究審議会の議を経て」と、同条第2項中「届出」を「申出」と読み替えるものとする。

- 3 前2項における教員等に対する補償金の支払いについては、職務発明等に準ずる。

(職務発明等の認定に対する教員等の異議申立)

第8条 教員等は、第6条第1項の通知を受理した日から14日以内に、学長に対し、理由を付した書面をもって、異議を申し立てることができる。

- 2 学長は前項の申し立てを受理した日から14日以内に前項の申し立てた教員等に対し書面をもって回答しなければならない。
- 3 第1項の異議を申し立てた教員等は、前項の回答を受理した日から14日以内に、学長

を經由して知的財産等調整委員会に対し、理由を付した書面をもって、異議を申し立てることができる。

(知的財産等調整委員会)

第9条 前条第3項の異議申し立てがあった場合、学長は直ちに知的財産等調整委員会を組織し、異議申し立てに関する審議を行わせなければならない。

2 知的財産等調整委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 社会連携担当理事

(2) 弁護士 1名

(3) 弁理士 1名

(4) その他委員会が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、社会連携担当理事をもって充てる。

4 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(制限行為)

第10条 第4条の届出を行った教員等は、第6条第1項の規定により職務発明等でないと認定した旨の通知を受けた後又は第7条第2項の定めにより本学が職務発明等に係る特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産を承継しない旨の通知を受けた後でなければ、その発明等について出願をし、又はその発明等に係る特許を受ける権利等並びに著作権、ノウハウ、商品化権、デジタル化権及びアイデアの知的財産を第三者に譲渡、実施許諾若しくは担保に供してはならない。

(出願)

第11条 学長は、第6条第2項の規定により、譲渡証書の提出を受けたときは速やかに理事長へ報告することとし、理事長は速やかに産業財産権、回路配置利用権又は育成者権の出願手続きをとるものとする。

2 学長は、発明者に対し、前項の出願の内容の公表を一定期間行わないことを求めることができる。

3 理事長は、第1項の出願の手続が完了したときは、学長を通してその旨を速やかに発明者に通知する。

4 理事長は、市場性等の観点から出願の手続き後も出願を継続するか否かを判断し、出願を継続する必要がないと判断したときは、当該職務発明等に係る特許を受ける権利等を発明者に返還することができる。

(職務発明等以外の著作権の本学への譲渡)

第12条 教員等は、職務発明等以外の知的財産権であって、自らに帰属する権利を本学に譲渡しようとするときは、譲渡申出書(別記様式4号)をもって、学長に申し出ることができる。

2 前項の規定による譲渡に関する手続き及び補償金は、職務発明等の例による。

(権利活用)

第13条 理事長は、学外者に対して、本学に帰属する知的財産権に関し、次の各号に定める事項の実施により、その権利活用を図ることができる。

(1) 未公表情報の開示

(2) 通常実施権の許諾

(3) 専用実施権の設定

(4) 権利の譲渡

(技術移転機関への委託)

第14条 理事長は、本学に帰属する知的財産権について、技術移転機関に当該情報を開示し、その権利化、維持及び権利活用に関する業務を第三者に委託することができる。

### 第3章 補償金

(補償金)

第15条 理事長は、知的財産権に係る出願をしたときは、発明者に対して出願補償金を支払う。

2 出願補償金は、1件につき総額10,000円とする。

3 理事長は、知的財産権の実施許諾の対価として大学発ベンチャー等から取得した新株予約権の行使によって得られた株式の譲渡により本学が収入を得たときに、当該収入から知的財産権の出願及び維持管理に要した費用の額を控除して、なお残額がある場合、発明者に対して実施補償金を支払う。

4 理事長は、知的財産権の譲渡及びその対価として大学発ベンチャー等から取得した新

株予約権の行使によって得られた株式の譲渡により本学が収入を得たときに、当該収入から知的財産権の出願及び維持管理に要した費用の額を控除して、なお残額がある場合、発明者に対して譲渡補償金を支払う。

5 理事長は、第3項及び前項以外の教員等から譲渡された第12条に定める知的財産権の譲渡により本学が収入を得たときに、当該収入から知的財産権の出願及び維持管理に要した費用の額を控除して、なお残額がある場合、発明者に対して譲渡補償金を支払う。

6 理事長は、第3項及び同第4項以外の教員等から譲渡された第12条に定める知的財産権の実施許諾により本学が収入を得たときに、当該収入から知的財産権の出願及び維持管理に要した費用の額を控除して、なお残額がある場合、発明者に対して実施補償金を支払う。

7 実施補償金及び譲渡補償金の額は、前4項に定める残額の2分の1に相当する額とする。この場合、1円未満の端数は切り捨てる。

8 本条の譲渡補償金及び実施補償金を受けようとする発明者は、理事長に居所及びメールアドレス等連絡先及び振込口座の届出を提出し、当該届出に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出する。

9 理事長は、発明者に前項の届出及び変更届出により、本条の譲渡補償金及び実施補償金の支払いを行う。なお、当該届出及び当該変更届出に基づき最初に支払いを行おうとした日から6ヶ月を経過した日までに支払いができない場合は、発明者に対する本条の支払い義務は消滅する。

(補償金支払規定)

第16条 補償金の支払についてのその他の事項は、別に定める。

#### 第4章 発明者への権利譲渡等

(発明者への権利譲渡等)

第17条 学長は、発明者が退職、兼業、卒業等により発明等に係る知的財産権を活用することによって成果の普及を推進しようとする場合には、発明者への当該権利譲渡等について特別な措置を講じることができる。この場合、教育研究審議会の議を経なければならない。

2 本学が、教育研究審議会の議を経て知的財産権の保有を放棄するときは、学長は、その旨を発明者(当該発明者が複数の場合はその届出代表者)に通知する。

3 前項の場合において、発明者は、当該知的財産権の返還を希望するときは、学長へそ

の旨申し出るものとする。

## 第5章 雑則

### (秘密の保持)

第18条 教員等及び本学職員（以下「教職員」という。）は、知的財産権に関して、その内容並びに本学及びその教職員の利害に関係ある事項について、学長により許可が出るまでの間、それらの秘密を守らなければならない。教職員が本学を退職又は卒業等した後も同様とする。

### (その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。